

旭川医科大学看護職キャリア支援センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学看護職キャリア支援センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学看護職キャリア支援センター運営委員会規程（平成31年旭医大達第31号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年4月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て<u>会計課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p>